

証



塚原 朋一 会長・弁護士

なってしまったが、昨年の暮れ、 18年振りに通常民事訴訟の法廷に 原告代理人として臨み、証人・本 人を尋問する証拠調べを体験し た。昔日の緊張感と充実感を味わ った。

事案は、新築のマイホームに移 り住んでまもない原告が、その不 在中に、古い電気器具から出火し て、マイホームや高価な家財を一 瞬のうちに失ったと主張して、そ の電気器具のメーカーである被告 に対し、損害賠償を請求した製造 物責任に関する事案だ。

原被告双方とも、種々の観点か ら、火災発生原因について、主張 し合い、多くの書証を出し合った うえ、目撃した通行人に対する証 人尋問と、原告本人に対する火災 発生直後以降の交渉内容について 尋問が集中して行われた。事件自 体は、その期日に弁論が終結さ れ、既に判決もされている。

私は、昭和45年に裁判官にな り、その後40年余り、その大半を 裁判に全霊を尽くした。任官後の 数年間には刑事裁判も経験した が、その後は、退官前の8年間の 知財高裁時代を除き、専ら、通常 民事訴訟を担当した。

昭和の60年代に入るまでは、証 人・本人の尋問(「人証」ともいう) の時間が長く、一回の期日で集中 してすべての人証を終えること は、至難の業だった。その後、民事 訴訟の改革が行われ、平成10年こ ろには、基本的に、人証は一回の 期日ですべて終了する時代に入っ : 見る機会もなかった。

もう年も変わり桜の花の季節に : た。その改革を支える大黒柱が、 充実した陳述書の事前提出による 尋問の短縮だった。

> それまでも、陳述書は多用され ていた。しかし、例えば、仮差押 え・仮処分の書証として提出され る陳述書は、代理人によるいわば 言いっぱなしの作文であり、反対 尋問に晒されることなど全く予定 されていなかった。

> これに対し、新しい時代の陳述 書は、相手方の予想される反対尋 問にも耐えられる信用性の高いも のが要求され、主尋問は高度の信 用性を有するため、相手方はそれ を前提に予め反対尋問を準備する ことができ、反対尋問は主尋問終 了後に直ちに行われるようになっ た。これによって、人証は格段に 短縮され、たちまちのうちに陳述 書全盛時代が到来した。もっと も、未熟な裁判官の中には、「陳述 書があれば主尋問は不要だから、 主尋問を省略し、反対尋問から始 める」とか、もっと極端になると、 「陳述書があれば、尋問は不要 だ、証拠調べをする裁判官は見通 しが悪い」などと高言する裁判官 も現れた。その後、どうなってい るか、心配でもあった。

> そのような改革完成の終盤に、 私は、裁判の第一線を離れ、地方 の所長に転じ、再び、東京に戻っ たときは、通常民事訴訟から外 れ、知財訴訟専門に変わってしま った。今、通常民事訴訟の審理の 実情がどのような状況にあるの か、関心はあっても、それを垣間

士の友人から助演を依頼されたの だ。原告が何とか確保した目撃証 人は、高齢で社会経験の乏しい女 : 性であり、数年前のわずか数分の 出来事に関する曖昧な記憶に基づ いて詳細な証言を求めるものだっ たため、いたずらに有利な証言を 求めることなく、記憶のはっきり した部分を軸に地味な事前準備を 行ったうえで、陳述書を作成し、本 番を迎えた。ほぼ、予期したとおり の成果を得ることができた。

感想から先に言うと、速記官制 度が事実上廃止されたことによる 影響が証人尋問の仕方に浸透して いた。昔は、尋問中、一時間ごとに 交替しながら、複数の速記官が担 当し、また、尋問者と供述者の双方 の発言を一人の速記官が手作業で 発言は極度に制限されていた。

官が法廷から消えて久しくなって いたためか、私が見た法廷では、 尋問者と供述者が言い合っても、 裁判長や書記官は、両者の言い分 : い」というのが大半だった。 が聞き分けられるためか、何ら気 に留めず、全く制止しなかった。 かつては、同時発言があると、速 記官が、いきなり、速記タイプを 打つ両手を挙げて、びっくりする ような金切り声で「同時発言はや めてくださーい!」と叫ぶことが 普通だった。

ところが、私の見た書記官は、 同時発言があっても、「よくあるこ と」と思ってか、表情一つ変えず、 メモする手もあまり動かさずに、こしていなくても、構わない。この

そんな状況の中、一昨年、弁護 : 平然としていた。私には、驚きだ : ため、反対尋問が次回に予想され った。

> 実は、尋問時間は、原告と被告 の双方とも、予定をかなり超過し : ていたが、裁判長も、書記官も、 : 時間制限や続行禁止もせず、不快 な表情もしなかった。正に、隔世 の観があった。

変らないこともあった。合議体 だったので、主任裁判官でない陪 席裁判官は、2時間余り、終始、眠 っていたのだ。それにしても、裁 判官が居眠りをしているのかどう かは、代理人席から見ると、一目 瞭然であり、「怖いな」と、今更な がらしみじみと思った。

短時間で終わる弁論だけのとき に居眠りをする裁判官はいない : が、証人尋問のときは、そうでは なかった。原告が主尋問をするの 速記タイプに打ち込むため、同時 : に、有効な陳述書のなかった時代 : は、証人採用自体もかなり制限す には、通常は予定時間を超えるこ しかし、今では、もはや、速記 : とはざらであり、実際に尋問が始 まると、予定時間を超えることが : 当然であるため、反対尋問側の代 : 理人は、「反対尋問は次回にした

> 次回といっても、反対尋問側の 代理人が、実施済みの証人調書の : 謄本を入手して準備するため、2 か月ぐらい先になるから、裁判官 の記憶は薄れ、正確には前回の証 人調書を読むしかない。しかも、 反対尋問の代理人は、本来の反対 尋問をする前に、主尋問の内容を 質問の形で確認したうえで、肝心 な尋問を始めるため、聴いている 裁判官は、主尋問を忘れても、予習 : し、所見を述べたい。

る場合の主尋問については、裁判 官は、忘れていても、支障はな い。そうであれば、裁判官は、主 尋問は聞いていなくても、記憶し ておかなくても、いいことにな る。裁判長も、主任裁判官も、そ うした主尋問の際は、居眠りして も、問題がないのだ。再主尋問と 異なり、当初の主尋問では、誘導 尋問や、誤導尋問であるなどとす る異議の申立てもないため、快眠 することさえできる。このような ことは、すべてではないが、珍しく はなかった。

上述したように、今日では、人 証が効率よく実施されるようにな り、尋問時間が格段に短縮化され ているが、それでも、裁判所は、 当事者に短縮化を要求し、さらに る時代に入ったようである。地裁 で、証人申請について採用がな く、そうすると、当然のことなが ら証人尋問の機会がなく生煮えの まま、控訴審に至った場合でも、 今日、高裁では、なかなか、証人採 用がされないのが実情であり、新 たな証拠調べ、新たな事実認定を : 期待して控訴しても、結実するこ とは少ないという。

ところで、知財権侵害訴訟にお ける人証の実情は、上述した状況 とはかなり異なっている。今回 は、これに言及する紙幅が尽きた ので、次回に、知財権侵害訴訟の 実情を紹介し、その問題点を分析

以上